

相生市

子ども・子育て支援事業計画

概要版



平成27年3月
兵庫県 相生市

はじめに



わが国の少子化は、未婚化や晩婚化の進行が大きな要因となり、出生数の減少が続いている状況から、今後も一層進行すると予測されています。相生市においても、少子化の進行は着実に進んでいます。

国では、平成 24 年 8 月に「子ども・子育て関連 3 法」が制定され、市町村において新たに子ども・子育て支援事業計画の策定が義務付けられました。新たな制度のもとでは、「子どもの最善の利益」が実現される社会を目指すとの考えを基本に、幼児期の教育・保育、地域の子ども・子育て支援を総合的に推進するものとされています。

相生市では、これまで「次世代育成支援対策推進法」に基づく「相生市次世代育成支援行動計画」を策定し、各種施策を行ってまいりました。また、平成 23 年度には、「子育て応援都市」を宣言し、教育・子育て支援や定住促進施策などを展開しております。

このような背景のもと、子ども自身の心身を育み、家庭に対する子育て支援を行うとともに、社会全体で地域の子どもや子育て家庭への支援を行うため、「相生市子ども・子育て支援事業計画」を策定いたしました。

第 5 次相生市総合計画で掲げております「いのち輝き 絆でつなぐ あいのまち」を目指し、子育て支援施策をはじめ各種施策を推進してまいります。

結びに、本計画を策定するにあたり、アンケート等にご協力をいただいた市民の皆様、貴重なご意見をいただきました相生市子ども・子育て会議、相生市子ども・子育て支援事業推進委員会の委員の皆様並びにご協力をいただきました関係者の皆様に、心から感謝申し上げます。

平成 27 年 3 月

相生市長

谷口 芳紀

子ども・子育て支援新制度の概要

子ども・子育て支援新制度は、保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識の下に、全ての子どもの良質な成育環境を保障し、子ども・子育て家庭を社会全体で支援することを目的に、子ども・子育て支援関連の制度、財源を一元化したうえで、学校教育・保育の総合的な提供、保育の量的拡大・確保、家庭における養育支援の充実を図るものです。

新制度のもとでは、行政が保護者等に提供するサービスとして、「子ども・子育て支援給付」と「地域子ども・子育て支援事業」の2つに大別されます。

■子ども・子育て支援給付

国が統一的な基準等を設け、それに準じて各市町村がサービスを提供します。当支援給付は「施設型給付」「地域型保育給付」「児童手当」で構成されます。



施設型給付

- ・ 保育所・幼稚園・認定こども園に対する従来の財政措置とは異なり、保護者に対して市町村が施設型給付費という形で支給します。
- ・ 各施設が保護者の代理として市町村に請求します。



地域型保育給付

- ・ これまでは市町村事業として個々の事業単位で整理されていた下記の事業が一体的に整備されます。
- 小規模保育／家庭的保育／居宅訪問型保育／事業所内保育



子どものための現金給付

- ・ 児童手当法の定められた基準に従い、中学校修了まで支給されます。

子ども・子育て支援法では、保育の必要性を認定した上で給付を支給します。

認定区分	内容
1号認定	満3歳以上の学校教育のみ（保育の必要性なし）の就学前子ども
2号認定	満3歳以上の保育の必要性の認定を受けた就学前子ども（保育を必要とする子ども）
3号認定	満3歳未満の保育の必要性の認定を受けた就学前子ども（保育を必要とする子ども）

■地域子ども・子育て支援事業

「子ども・子育て支援給付」とは異なり、市町村がそれぞれの地域の実情に応じたサービスを提供します。当支援事業は、市町村が独自に実施する各種事業(法定13事業)が対象となります。

① 利用者支援事業【新規】	子どもやその保護者の身近な場所で、教育・保育施設等の情報提供、相談・助言等を行い、関係機関との連絡調整等を実施
② 時間外保育事業 (延長保育事業)	保護者の就労形態に応じて、保育認定を受けた子どもについて、通常の利用時間を超えて保育を実施
③ 放課後児童健全育成事業 (学童保育)	授業の終了後に小学校の余裕教室等において居場所を提供し、適切な遊びや生活の場として児童の健全な育成を図る
④ 子育て短期支援事業 (ショートステイ事業)	養育を受けることが一時的に困難となった児童について、児童養護施設等への入所により、必要な保護を行う
⑤ 乳児家庭全戸訪問事業 (こんにちは赤ちゃん事業)	生後4か月までの乳児のいる全ての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行う
⑥ 養育支援訪問事業	養育支援が特に必要な家庭を訪問し、指導・助言等を行い、当該家庭の適切な養育の向上や支援の実施を確保する
⑦ 地域子育て支援拠点事業	乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う
⑧ 一時預かり事業	家庭で保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児を幼稚園、保育所、ファミリー・サポート・センター等で一時的に預かり保護する
⑨ 病児保育事業 (病児・病後児保育事業)	病児について、病院・保育所等に付設された専用スペース等において、看護師等が一時的に保育等する
⑩ 子育て援助活動支援事業 (ファミリー・サポート・センター事業)	乳幼児や小学生等の保護者で援助を希望する者と、当該援助を行うことを希望する者との登録制による相互援助活動を行う
⑪ 妊婦健康診査	①健康状態の把握、②検査計測、③保健指導を実施し、妊娠期間中の適時に必要に応じた健康診査を実施する
⑫ 実費徴収に係る補足給付を行う事業【新規】	世帯所得の状況等を勘案して、施設等に支払うべき日用品、文房具等の購入に要する費用等を助成する
⑬ 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業【新規】	民間事業者の参入の促進のための調査研究、多様な事業者の能力を活用した特定教育・保育施設等の設置又は運営を促進する

計画の概要

■計画の性格

本計画は、子ども・子育て支援法第61条に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」として策定するものです。家庭における子育てを中心に地域、学校、団体、企業、行政など、社会全体で子育て支援に取り組むための方向性を示すとともに、市が子どもの成長と子育て家庭への支援施策を総合的に進めるための基本的指針となるものです。

■計画の位置づけ

本計画は、「相生市総合計画」を上位計画と位置づけ、「相生市第2次障害者基本計画及び第4期障害福祉計画」などの関連する個別計画との整合性を保ちつつ推進するものとしてします。

■計画の期間

本計画は、平成27年度から平成31年度までの5年間を計画期間とします。

■計画の体系

地域及び社会全体が保護者の気持ちを受け止め、寄り添い、支えることを通じ、保護者が喜びを感じることができ、また、すべての子どもが心身ともに健やかに生まれ、成長でき、子どもの最善の利益が実現されるまちづくりを目指します。

基本理念や基本目標を達成するために、計画の体系に沿って施策の方向を推進します。





基本目標 1

地域における切れ目ない子育て支援の推進

- 子どもや子育て家庭の状況や地域の実情を踏まえ、多様なニーズに対応
- 乳幼児期の学校教育・保育、地域における子ども・子育て支援の量的拡充と質的改善
- 妊娠・出産期からの切れ目のない支援を推進

基本目標 2

仕事と子育てとの両立の推進

- 働きながら安心して子どもを産み育てることができるように、子育てをめぐる環境づくりを推進
- 子育てと仕事とのバランスがとれる働き方を支援する取り組みを推進

基本目標 3

母親や乳幼児などの健康確保と増進

- 思春期から妊娠・出産、乳幼児までの一貫した体系のもとに支援体制を充実
- 子どもを安心して産み育てられるよう、母子の健康保持、疾病の予防や早期発見に対する体制を充実
- 生活習慣病になることがないように、幼少期からの食生活や生活習慣など、正しい知識の普及・啓発

基本目標 4

子どもにやさしい環境整備の充実

- 子どもや妊産婦はじめ地域のすべての人が安心して外出や活動ができるための道路・交通環境等を整備
- 子どもの安全を確保するための交通安全教育や犯罪の未然防止の取り組みを推進

基本目標 5

教育環境の整備と健全育成の充実

- 基本的な生活習慣や他人に対する思いやり、基本的倫理観、社会的なマナーなどの「生きる力」の資質や能力を育成
- 子どもが夢や希望をもって学ぶことができる教育環境の整備
- 家庭の教育力を高めるため、親として学習する機会を提供

基本目標 6

支援を必要とする子どもへの取り組みの充実

- 障害のある子どもや、虐待等によりケアを必要とする子ども等、配慮が必要な子どもや保護者を対象に、子どもの特性に合わせた継続的な支援を充実
- すべての子どもの最善の利益の実現に向け、子育てを通じた地域のつながりを支援



教育・保育の需要量と提供体制の確保方策

■教育・保育施設等

1号認定は、既存の幼稚園、認定こども園（幼稚園部分）において、保育士等を確保し受入可能数を増員して、提供体制を確保します。2号認定は、既存の保育所、認定こども園（保育所部分）で提供体制を確保します。3号認定は、平成27年4月より保育所を1か所新設し、提供体制を確保します。

■地域子ども・子育て支援事業

	H27	H28	H29	H30	H31	確保方策の内容	
(1)利用者支援事業【新規】 単位:か所							
A. 需要量	1	1	1	1	1	・ 庁内にある利用者支援事業の窓口 に子育て支援コーディネーターを配 置し、提供体制を確保	
B. 確保方策	1	1	1	1	1		
過不足(B - A)							
(2)時間外保育事業(0~5歳) 単位:人/年							
A. 需要量	49	49	48	47	46	・ 保育所等の施設で受入可能数を増 員し、提供体制を確保	
B. 確保方策	40	44	48	47	46		
過不足(B - A)	▲ 9	▲ 5	0	0	0		
(3)学童保育(小学1年生~小学6年生) 単位:人/年							
A. 需要量	284	278	284	287	285	・ 小学校施設において利用定員を増員 ・ 施設により空き状況が異なるため、 市域全体で調整し、提供体制を確保	
B. 確保方策	265	278	284	287	285		
過不足(B - A)	▲ 19	0	0	0	0		
(4)子育て短期支援事業(ショートステイ)(0~5歳) 単位:人/年							
A. 需要量	5	5	5	5	5	・ 子育て短期支援事業の実施設で 受入可能な提供体制を確保	
B. 確保方策	5	5	5	5	5		
過不足(B - A)	0	0	0	0	0		
(5)乳児家庭全戸訪問事業(こんにちは赤ちゃん事業) 単位:人/年							
A. 需要量	213	209	203	201	195	・ 全戸訪問事業であり、訪問数は 100%を想定し、提供体制を確保	
B. 確保方策	213	209	203	201	195		
過不足(B - A)	0	0	0	0	0		
(6)養育支援訪問事業 単位:人/年							
A. 需要量	9	9	9	9	9	・ 養育支援の必要な家庭への全戸訪問 数は100%を想定し、提供体制を確保	
B. 確保方策	9	9	9	9	9		
過不足(B - A)	0	0	0	0	0		
(7)地域子育て支援拠点事業(0~2歳) 単位:人日/年							
A. 需要量	10,584	10,572	10,320	10,128	9,900	・ ひろば型地域子育て支援拠点で受 入可能数を増やし、提供体制を確保	
B. 確保方策	8,556	8,892	9,228	9,564	9,900		
過不足(B - A)	▲ 2,028	▲ 1,680	▲ 1,092	▲ 564	0		
(8)一時預かり事業 単位:人日/年							
幼稚園における在園児を対象とした一時預かり(3~5歳)							
A. 需要量	21,093	21,627	21,328	21,040	21,040	・ 既存の幼稚園における一時預かり受 入可能数を増員し、提供体制を確保	
B. 確保方策	18,490	21,627	21,328	21,040	21,040		
過不足(B - A)	▲ 2,603	0	0	0	0		
在園児を除く一時預かり事業(0~5歳)							
A. 需要量	1,065	1,076	1,051	1,030	1,016	・ 既存の保育所等における一時預かり 受入れ可能人数を増員し、提供体制 を確保	
B. 確保方策	844	1,076	1,051	1,030	1,016		
過不足(B - A)	▲ 221	0	0	0	0		
(9)病児保育事業(病児・病後児保育)(0~5歳) 単位:人日/年							
A. 需要量	738	744	730	719	711	・ 平成27年度に本事業を整備し、提供 体制を確保	
B. 確保方策	735	735	730	719	711		
過不足(B - A)	▲ 3	▲ 9	0	0	0		
(10)ファミリー・サポート・センター事業(小学1年生~小学6年生) 単位:人日/年							
A. 需要量	10	10	11	10	10	・ 現状の利用定員で提供体制を確保 ・ 学童保育の送迎等で一定利用もある ため、援助事業として継続	
B. 確保方策	10	10	11	10	10		
過不足(B - A)	0	0	0	0	0		
(11)妊婦健康診査 単位:人、回/年							
A. 需要量	健診受診者	351	342	336	329	・ 妊婦健診の受診率100%を想定し、提 供体制を確保	
	健診回数	2,404	2,335	2,312	2,243		2,243
B. 確保方策	健診受診者	351	342	336	329		325
	健診回数	2,404	2,335	2,312	2,243		
過不足(B - A)		0	0	0	0		0

計画の推進

1 庁内推進体制の整備

本計画は、福祉、保健、教育、男女共同参画など、広範な分野にわたるため、庁内関係各課との連携を強化し、効果的・効率的な施策の展開を図るとともに、行政内部で横断的に子ども・子育て支援にかかわる問題や課題を担当できる組織の検討を行います。

2 関係機関等との連携・協働

地域全体で子育てを支援し、子育て家庭がより一層地域とかわかることができるよう、地域における子育て支援の推進を図っていきます。そのため、各種関係機関・団体等との連携を行い、子育て環境の充実した地域社会づくりに努めます。

3 計画の進捗管理と点検・評価

本計画の推進にあたっては、毎年度、関連機関・団体と連携をとりながら、本計画の進捗状況の把握、点検及び評価を行い、必要に応じて各種施策の見直しを行っていきます。

また、計画期間の中間年となる平成29年度を目安とし、必要に応じて計画の見直しを行います。



計画の詳しい内容についてのお問い合わせは下記まで

相生市健康福祉部子育て支援室
相生市旭一丁目6番28号

TEL : 0791 - 22 - 7175

FAX : 0791 - 23 - 4596

メールアドレス : kosodate@city.aioi.lg.jp